

地域金融機関の職員様向けニュースレター

NEWS LETTER

2016.1. Vol.71

# 顧客相談 サポート通信

発行：©行政書士 銚立 榮一朗事務所  
〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-5-101  
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

## < 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『身内以上に強い絆で結ばれている同居人同士の公正証書遺言作成案件』
- ・相談業務引き出しメモ・・・『平成26年における遺言公正証書等作成件数』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 榮一朗事務所  
Change & Revival 株式会社  
代表 銚立 榮一朗  
事業承継アドバイザー ECA  
宅地建物取引主任者  
ビジネス法務エキスパート®  
1974年生れ おひつじ座 B型  
趣味：キャンプ、登山、サッカー

## <ごあいさつ>

新年明けましておめでとうございます、銚立です。

昨年のトピックを振り返ってみると・・・

- 本厄を無事にやり過ごす → お陰様で何事もなく乗り切りました！
- 初マラソン 10km（青梅マラソン）を1時間で完走
- 専門家・実務家向けメールマガジン【サポート通信オンライン】創刊  
→ 「銚立事務所 メールマガジン」で検索

そして今年は、次のことにチャレンジしようと思います！

- 後厄を無事にやり過ごす → 1月3日、地元神社でご祈祷済み
- 3月に横浜マラソン出場（初フルマラソン！！）
- 仕事の「生産性向上」と「仕組み化」の追及 and more..

本年も宜しく願いいたします！

## <サポート事例>

### 『身内以上に強い絆で結ばれている同居人同士の公正証書遺言作成案件』

今回は、身内以上に強い絆で結ばれている同居人同士の公正証書遺言作成案件をご紹介します。

これまで60年以上の長きにわたって姉妹のように助け合いながら暮らしてきた、親子以上に強い絆で結ばれているK様（88歳）とU様（91歳）。

お二人は、現在二人の共有名義になっている区分所有マンションに暮らしており、K様は、少しずつ認知症が進んでいるU様のこと、そして、自分にもしものことがあったとき、U様が一人で困ってしまうだろうと心配されていました。

当事務所にご相談されたケアマネージャー様に詳しく話を伺ったところ、お二人とも結婚せずに子供がおらず、また、それぞれに疎遠になっている兄妹と甥・姪がいるため、遺言を作ることを勧めているとのこと。

当事務所では、K様、U様が「お互いにすべての財産を遺贈し合う」という目的のもとに遺言の案文を作成。（遺言執行者には当事務所代表者を指定。）公証人をご自宅へ出張手配し、K様、U様の公正証書遺言の作成をサポートさせていただきました。

## <お客様の声>

つづき↓

### ＜サポート事例＞

■「本当に感謝しています」（公正証書遺言作成  
中野区 K.K様 88歳）

——当初、どのようなことでお困りだったのですか？

一番心配だったのは、私が先に逝ったら、この人（Uさん）が少しずつ認知症になってきているから困るだろうと。（Uさんは）通帳にいくら入っているか分からないし、お金を出したりすることもできないし。遠い親戚は何かあるとすぐに「お金」だから、今は一切つきあわないようにしています。この人（Uさん）の甥っ子にもお金を貸しているし。二人だといろいろと心細いですよ。

——何がきっかけで当事務所を知りましたか？

マンションの管理人にもいろいろ相談しましたが、マッサージをお願いしているSさんにこの人（Uさん）の介護のことで相談したら、Hさん（ケアマネージャー）に来てもらって。（当事務所は、ケアマネージャーのH様からのご紹介）

——何が決め手となって、業務を依頼しましたか？

Hさんのアドバイスがあったから。本当に助かりました。

——実際に業務を依頼されてみていかがでしたか？

本当に感謝しています。これからもよろしく願います。

### ＜相談業務引き出しメモ＞

#### 『平成26年における遺言公正証書等作成件数』

「平成26年1月から12月までの1年間に、全国で作成された遺言公正証書は、ついに10万件を超え、10万4,490件に達しました。少子高齢化の中で相続・遺言に対する関心が高まっており、遺言公正証書の作成件数が年々増加傾向...」（日本公証人連合会ホームページより引用）

「遺言公正証書作成件数の推移」についても確認しておきましょう（右図参照）。当事務所が開業したのは平成21年ですが、前後5年間の作成件数の伸び率をみると、確かに後の5年間の伸び率の方が高くなっています。（1.11倍 → 1.23倍）

「年間10万件」という数を知っておくと、日々の

相談業務に役立つと思います（東京ドームの収容人数は5万5千人）。ぜひ覚えておいてください。

#### ＜遺言公正証書作成件数の推移＞

| 全国・遺言公正証書件数 |          |
|-------------|----------|
| 平成17年       | 69, 831  |
| 平成18年       | 72, 235  |
| 平成19年       | 74, 160  |
| 平成20年       | 76, 436  |
| 平成21年       | 77, 878  |
| 平成22年       | 81, 984  |
| 平成23年       | 78, 754  |
| 平成24年       | 88, 156  |
| 平成25年       | 96, 020  |
| 平成26年       | 104, 490 |

### ＜編集後記＞

前厄と本厄を無事にやり過ごし、残すは後厄のみということで、3年連続で地元の神社にご祈禱を受けに行ってきました。毎年のことですが、祈禱を受けている間は正座です。10分もすると足が痺れて辛くなってきます。「早く終わってほしい、..」と我慢しながら何とか耐え抜きました（汗）。宮司さんいわく、厄年は将来の収穫に向けた種蒔きの時期とのこと。今年も地道に頑張ろうと思います。

行政書士 銚立榮一朗事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の「ハッピーな将来を実現する」お手伝いしております。

#### ＜主要業務＞

##### ■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買  
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

##### ■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り  
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

##### ■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナー等の講師  
についてもお気軽にご相談ください。

- 財産の問題で困っているお客様がいる
- 経営の問題で困っているお客様がいる
- お客様の問題を解決して、融資につなげたい

お気軽に  
ご連絡ください！

行政書士  
**銚立榮一朗事務所**  
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE  
**Change&Revival 株式会社**  
宅地建物取引業免許 東京都知事（1）第94647号

〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-5-101

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >>

いざというときに相談できる  
専門家とパイプをつくる方法



↓ 詳しくはこちら ↓

「銚立事務所 メールマガジン」で検索  
<http://www.hokodate-jimusyo.com/news>

\* 異動の際は、お手数ですが当事務所までご一報ください！